

## &lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認 令和3年7月6日

新型コロナ作業部会確認 令和3年7月8日

事業名 コロナ対策用の誘導スタッフ

案件名 会場輸送における新型コロナウイルス感染防止業務委託（ミーティングポイント）

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること		・本事業は、新型コロナウイルスへの感染防止対策として必要な事業であり、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当するものと考えている。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		・本事業は、新型コロナウイルス感染症防止に必要なメディア関係者の行動管理等の業務を大会運営の一環として行う事業であることから、運営主体である組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策調整会議資料およびプレイブックに基づく対策として、メディア関係者についてホテルから乗降場までの動線における行動管理や一般歩行者との交錯を防止するため、スタッフを配置する業務であり、大会運用上必要な業務である。	
	効率性	・組織委員会から業務内容を詳細にヒアリングするとともに、提示された人員配置計画等により、業務内容の妥当性を確認している。 ・予定価格は、見積もりによる単価を採用しており、複数者から徴収し、適切に単価を決定している。	
	納得性	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、メディア関係者について、ホテルから乗降場までの動線における行動管理や一般歩行者との交錯を防止するため、スタッフを配置する業務であり、組織委員会から業務内容を詳細にヒアリングするとともに配置計画等により業務内容を確認している。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		・本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。また、V5予算（新型コロナウイルス感染症対策関連）内に収まっていることを確認した。 ・メディア関係者の配宿状況に応じてスタッフの配置箇所を精査し、数量が必要最低限となるよう経費削減に向けた取り組みを実施すること。	